

生徒指導規定

(趣旨)

第1条 この規定は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づく学則第32条に基づき、生徒の懲戒、及び特別な指導に関する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 懲戒、及び特別指導は、生徒の非行を防止し、または反省させるために行う。

(決定及び処分)

第3条 校長及び教員は、教育上必要があると定めたときは、職員会議に諮り生徒を懲戒及び特別指導を課することができる。

第4条 懲戒は、訓告、停学、退学として、その処分は校長が行う。

- 2 退学の執行については、諭旨退学とすることができる。
- 3 懲戒処分は、校長が決定した日から発効する。

(訓告)

第5条 訓告は、生徒及び保護者の出席を求め、生徒指導教員及び関係教職員の立ち合いの上で行い、校長から訓告を与える。同時に授業へ出席させうえて日誌指導・奉仕活動を課することができる。

- 2 訓告を与えるとき、校長が不在の場合は管理職が行う。

(停学)

第6条 停学は、有期停学（21日以内）を、生徒及び保護者の出席を求め、生徒指導教員及び関係教職員の立ち合いの上、校長から訓戒を与える。

- 2 停学期間中は、原則、自宅謹慎とする。
- 3 自宅による停学期間の場合も、出校日あるいは家庭訪問日を設ける。
- 4 停学期間中は、欠席となる。
- 5 懲戒を与えるとき、校長が不在の場合は管理職が行う。

(特別指導)

第7条 特別指導は、懲戒のうち、訓告・停学については、教育上、懲戒と同等の効果を得ることができると判断した場合は、これを注意・自宅謹慎等に替えることとし、生徒及び保護者の出席を求め、生徒指導教員及び関係教職員の立ち合いの上、校長から指導を申し渡す。

- 2 自宅謹慎中期間は、必要に応じて出校日あるいは家庭訪問日を設ける。
- 3 自宅謹慎期間中は、欠席となる。
- 4 申し渡すとき、校長が不在の場合は管理職が行う。

(指導方法内容)

第8条 停学及び自宅謹慎期間は、休日を含む。ただし長期休業期間においては、これを前提としない。

- 2 複数の指導内容に及んだ場合は指導内容を一段重くする。
- 3 懲戒・特別指導の期間が試験日と重なった場合は、受験をさせるが、日数にはカウントしない。
- 4 停学及び自宅謹慎中の生徒の状況により、期間の短縮及び延長がある。
- 5 入院・治療の期間も自宅謹慎の日数として考慮する場合がある。
- 6 自主申告の場合は指導内容を減ずる場合がある。
- 7 再犯の場合は指導内容を一段重くする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、企画運営委員会を経て、校長が決定する。

付則 この生徒指導規定は、2023年4月1日に施行する。